日本歳時記

正月上巻壹

正月下巻貳

元

日本歳時記敘

伊耆氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也蓋聖人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之法也天下之叟莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寖精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸書亦庶乎爲授民教時之一助然其所載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也

本邦自古未聞言歲時之明且詳者故民間往往失其故實而錯傳妖妄之說者居多識者憾焉竊謂教民授時在其位謀其政者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細吏宜雖微賤復可言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古命編錄於事之覈實而便乎民用者書之以和字家姪頗聰慧有編削之才彼之攷古訂今闕其疑慎言其餘者愜我之素志書稿屢換而輯錄已具於是乎予暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多註
誤亦不少後之學廣而聞多之君子改
而正之則幸甚

貞享丁卯魁秋念日

貝原篤信書于筑前荒津之損軒

貝原篤信
子誠

貝原家譜記例

一此編もとより家譜なれども人倫にかかはりて
家雜事とも編ん事三百ヶ年間其間の
國其文字よりやうもの文書 國の事とい
ふ事をしるすなり其ゆゑ書籍を引用
いふ所も是と雖編ん所をあらず
こゝろ事とも編ん事のこと
の世民間其編の如き案時代事
宜とまとめたるものなり

一 家門の表家を厚くする作事式
考へ色とりまぜ脇と縮くまじゆ形を動て
出りこゝろとなりて決古ひねがくくを
世俗此意と色えうんとなり
一 用くの事宮を民生日用て役ゆり右
書にのゝ西なる紙かを絵れどもとくを
これと志ぶきばかりてきにやめを
世べ〜覚命ひこうひ厚すれを
本邦の民俗よかれてりあるたく要用の
事のことをとりくこるゝ作り也

一 家門よつくく屋敷絶好家乃祝祭式の
る世俗此とひ俗えたれるまゝ
乃こと此有世を祝なゝそれハ法りびるを
こたゞくを程事りけをいあをうて
市ゆゝ〜俗世ざる人古ハ吉といく
あるをふべうハ品を遠とするのび程明らう
なゝいとのぼうゝ此志家と志ゝ
いを西つよ羅ぢこ
一 延年中乃御祝法を延長式沼東
西ゝ祀ゆゝ年中根源年中行事等の

書よりはじまりしなり　中期の産まれ
げ　あるん人をこれと考へべし　今又これ
と云ふさい賛をするべし　此ものゆゑ
いろいろ　ふ　これいろ　しい
まぬ　江戸　芳邨の儀式を示す　ちり
ま　ども　今民間の家ものの事
ものつまらぬ　ばかりとい　ちり
ぬ　これ　ちゃ　ん　たまり
一　ば　編　集　せ　今　ものと　叔父　検　行　義　門　面
事　ま　命　ぎり　ちり　れ　ども　事　ま　ちり　ま　ば

なく　激　ぶ　れ　た　ば　れ　ま　ま　ま　ま
ま　て　た　ま　や　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま

[illegible]

貞享丁卯末夏日

筑州晩出貝原好古識

日本紀附記卷之一

損軒先生刪補

貝原好古編録

春 [illegible]

春之初月 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

と初め勧めべし過くして穴一を開と矢ッ
なれば又毒い湯の初ふく敷ますれば有り天道下
湯て物とそぶりすとこの毒敷すること禁ずべし
素問よいくく毒三月毛と数薬いい天地化よ生
万物いく栄ふ物よ外ふよく起居よ庭く寝ー鬱と
被髪形と緩にして志とまぜーめよまして殺す
こなり生長ふく寿ふくなれこと生長ふ
無ずの不和して業生乃道なり毛よ逆ふ生きた
胎とやまり裏毛変となれ
陽生乃緩よいくく毒日動和乃阿園林家密居敬乃

胎よ逆ふして滞情とのく生乳と言すべし
久しく元せして尉毛と生すべしこれ又胎酒
とも沢事なり生
金匱要略よいくく毒い肝乃胞ずの阿ふく死家乃
肝の臓よ入ふ不含家の肝とくすとこれ魂
とやはんすとおくく有り
千金方よいくく毒七十二日 十月十日と漢く 酸味の物と
有よ七十二日いい
含ずとそぶる甘味とまして臓毒と敷ふべし
月令解義よいくく毒八湿ふり有よ湿性の食物と多く
物含べりく沢湿く毒と含して湿乳と湿すべし

潮よ一ケ月ばかり以又難波とかくし衣紙とあ
ゝ書ることと覚ずべし
春日神社と称する一二百種
かくとべし又和歌とすれば
潮よりて難波よ塩一
掘入膝乃下及足と洗ふべし風毒脚
ことのうこと也
春日農書よりくさ乃百郷道とかくよ所と食
東しなのうれこの中よ能あり人と言
月今度義よりくさ乃百大熟乃物と食事ケ也
小蒜及百ものん芽と食べし

正月

立春八正月の節氣水ハ正月の中○潮後大食新嘗潮氏曰
不同一月正月取日者屠之義尚書正義曰正月取長辺
如雖紀同八一月正月ハ正月解唐虞已紀舜ハ正月受終於文祖○
○正月乃異名 爾雅謂月 汎月 紀と大歳と云○育
乃和名と睦月と云ふ海藻の奥後ハ和名抄ハ海藻たくさのやき
ゆきと云ふ月と云ふと聞せり

元日舞無にしくく月正元日舞楽千又紀蓋流

正月也元日ハ朔日也と紀せり考唐虞乃時流よ
元日乃名行又世日と云元と云ふ漢書よ重人考暦
数ハ正元と乃元と云ふ案の元時乃元日代元るれハ
三元せいよ玉燭宝典よ云ふ今乃世ハ
三元と称して元三と称と後漢代孔融宣ハ伝ハ無
案乃始月の始日代始ち生ず三始せいとのきう

後漢孔融先賢傳ニ郷とゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

礼紙にくき墨とあむ

和國の風俗にて墨にふれ松竹鶴亀をかたどる

てすく栗櫪流藻海藻こんぶ昆布ごもくなどはこれとなむ歳初の

米粉をもはこれとなむ

ものの雲霞をもとるとむ之と蓬莱いと

蓬莱は仙家の山にて蓬莱とは

りうこうにも蓬莱山とくなむ

墨にくなむ

後にはこれをもつかひ

墨細工とはこれをもつかひ

よ西王母人五幸福とよろこぶ

やうの生きものなり

食物にはぐぐ雑煮と祖先の霊前にそなへ

酒を献ずるなり

ありはべるの人をもつかはし

乗ずるよ当日にくるこれとも

りをもこの所にもり楊氏後を深日のあこは日よ

とかひ

乃至又洗ひすまべし
ふるゝ　繁し　重て
海藻　牛蒡　蕪　菊　松菓　すゝめ　蕎麦
元日より十五日迄　延長　或は　十五日
老て　菓子　食ふ　俗これとゝなして　雑煮
又　我　國の風俗　なく　收りて　事　古俗
俗　なく　祝ひ　此日　三日　迄　すて　俗
とゝ　ひろ　まで　祝ひ　たるべし　ゝ
元日　膳　牙盤　とて　ふる　新米　家門　紀
元日　膳　肴　俗　とゝ　ひろ　事　肴　義

とゝ　ひろ　又　屠蘇酒　とのひ　ゝ　家　紀
ひろ　人　ゝ　て　茶　屠蘇　用　ゝ　ゝ　毒
墨　閉　茶　一　貼　祝　ゝ　家　酒
酒　さ　め　元日　水　ひ　ゝ　酒　移　入
付　く　屠蘇酒　と　屠蘇　これ　とのゝ　疫
と　やま　ゝ　ひ　ゝ　屠　ゝ　ゝ　屠蘇　ゝ
ゝ　ゝ　ず　ゝ　茶　ゝ　く　邪氣　と　屠蘇　絶　ゝ　人　祝　と
屠蘇　ゝ　ひ　ゝ　屠蘇　ゝ　ゝ　付　ゝ　酒　移　ゝ
に　ゝ　ゝ　ゝ　書　門　称　ゝ　祝　ゝ　屠蘇　ゝ　鬼　門　ゝ
此　茶　ゝ　屠　爽　と　屠　剪　と　ゝ　ゝ　又　門　屠蘇　奉　ゝ　ゝ

屠蘇を孫思邈が屠蘇と云り世り歳
朝ふく屠蘇白散とすむるを屠蘇酒
乃師宇弘仁年中よりしめ給ふ
元日ハ屠蘇散と那ひ二日ハ白散と那む
三日ハ屠蘇散を用ひ又紐ゐるの
茶とゆれば先ぐ
歳を先えば後く屠蘇とのむと又事を
阿波新書ハ
ありて始ハ
獄中ふく元日ハ
浪小起これを
ありを後ハ
又成又鮮ハ茶
屠蘇無ハ
蘇酒少年
慮柳
早幼
服元日ハ一茶
せずんばあるべ
先ずと

如之何

○今朝根岸まで四ざう屏風人ごとに大つ三郎と書
こゝ印度の図像とかゝ[illegible]
と拙て人門戸にたくさんと貼る福神
をのゝしり[illegible]
○とゝ[illegible]
如何やまふいふ[illegible]
[illegible]
日は[illegible]
[illegible]の日[illegible]と[illegible]

かゝ[illegible]
てゝ[illegible]
[illegible]
○又歯固[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちゆうの元ちゆうをせいしていとうの家と猶すると申ちゆうせいけん
風養の月人えとりさいとうさいとうの延長の法ゆの御祓
をはらの国より大嘗会のはらへをまつりまつりし時
大使氏王のよりの事なり　はらへは贄也大嘗会の時延紀を基氏ふとり
ちうきゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄
へりをにごりてしめしゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄ゆうと贄
ゆうをまつりくを家とをくへてあひうんとをくゆ
かゆうをうをゆうをゆうをゆうをゆうをゆうをゆうをゆうを
をうをうゆうと元日ゆ腰牙鍋とくゆ事ゆ
腰国氏義とをくを案内記ゆをうをせり
くをくを後伝殿のくをを生くををを張しをうの

国氏家官長は里の朋友法をゆ新くを年始氏
賀をとのぶへしゆ人へはうを氏西の引章紙をよ
ゆくを賀しをのをぶをうをとのぶへ紙
ぶ月は知をうをくのをくへたぶひよりかをひて
いよくむつびをくしゆへしゆ法月の和名と
むつま月といをうをゆふをうをこを
元日の朝賀は後の宴紙より初るをよ
杜氏通典ゆ月をくをより我　朝ゆくを西紙と賀
をうの後紙我天皇氏御時より始めをり
ゆ為ゆ年紀ゆをうをせり

○今日屠蘇を飲す是は百邪を除き寿を延ぶる
みちなり 桃を移す事は
よ元日養水源と服し更に用ゐ体流し疫い
剋て禁之病と邪を除と是は老を却
寿命の則今よ元日梅花酒と称と是は老を却
もとより毒を除り脂今慶義小いく元日飲酒皆
日祝義又除邪として庚信の詩に西都除夜
減新年長命百歳とかくの如
○とかく月日はまくつるよ松竹と立注連縄
とくとくのよりて異らんゆづり葉歯ながとかざる

事あり世俗四条の光ろいはいとり立て
注連とは一ッ一ッ縄の端を結ぶ
民戸とも門とも
注連をまりてつと生てくばの門あり
ありそのかた縄の端を結ぶ
べきにあらずその門にあり松竹と立
ゆるせとちぎり竹いなるべし
ど年の祝ものよして作るべし
まそい海ぶよりて
れば志を編小かざりて

もろむこさしいつなるよりて数珠のおもたくと綱ひゆづりんを張ぶすい
かつて新発意まあく思惑ほ微すう不ケ色ばこ為ふ綱ひてもを
縄よかきりくいたぐいめれぐをを用ふるるくへ
たをのぐよもちゆりりりりくれでいらへりありけるるくえ
志ゆ縄といふ掛をたを縄よりて縄ひりとる後
えををのるり左を清なるをしたりちる紙
をるくぬをとれかなるこるなりゆをべ天豊
祢乃玉氏宗寺と生ひ時志ゆ縄をるり
をこるい今乃志ゆをるをなり清石清とつりよ
りく祢事の頃いかれるずひくるるよ清城の
嘉ひくるを西月乃弥とひをひまりるん
をてなるへ

一流の素絹鳥羽の重海へかをひ時歳と
云上物よかりれでるなる後ふいるて志と
物来屋ぐとかしまるを後ふいるて志と
こるしるの家とひるの世までの
志るをんをを乃ぼら光と濃乃世までの
と年の姫よりよをるを乃よをまるる松
ひをるより志れども不絶れ祢るて修する
小ゆるずたぐ世張四美の後とをく西をる
又むしいつ祢と世ぐゆい立ざる書るや家
郎の藤平祢氏をよ絶とるるり

きさをまさみやこよりてあり引うてあい結ハ
ゝ先きのつ松　きりくあおるのゝ後風
寺願養法云方便海藻みを結て云義又結て邪絶去也
の義邪道ハ悪道也　方法湯法　取法取用之風結
去絶業百日懺悔也　芝塔也　芝賀邪る
石佛一之元の石ハ悪業を邪明之法一條絶る是
法云所法連　是也　卜部八結ようい地まくとを
ちくひぢりあるとれたりつ　結とあるの
ちることとワルハ是ハ通いかるにて解義なり
ひぢりあるとろい元ハ結すこと結ちとゝ

拔すゝ小家財紀ハ四月一日畫鏡と戸よりの賦
一筆家とそのよりとゝ結れハ
ちらうまを去ものいもの書一結る
まや又つ松ハ家とりくるハ世業結同て
いくく風潮取立之戸門赤障邪魔こと老
家ものべし
○今日ハ是ハ八風と考く巽乃善惡と決ちる
事ハ八風ハ八方ものの変る風なり風なり
来れハ大障西南ハ小早西風ハ去亂
なりなくゝ新ハ毛源氏親解ハ決るく

一年の天運と片時の風とは知るべからず此邪
気はこれ妖魔のよりて作ずべし故あるべきの
○をろそかに今日桃符と改換の事あり桃
符とは桃木をもつて札とこしらへ
戸に掛ぐるなり年の始ごとに換るなり祝祭記
桃換符と王勃云ふ所なり山海経に
いはく海中に鬱壘山あり桃木あり桃下に
二神あり百鬼を作ふ今元日桃符と作
すなり又風俗通に云ふ山海経に
昔あり古人ごとに桃符を作ふ

なるべし桃とは西方木にして
万木の精上仙木なり味辛氣温なるゆへ邪鬼を
厭伏すとあり毛詩に桃夭とかくは
邪氣をはらふ意なり桃符とかくは
うつくしき作りものなり我国にも桃符と
作ることは紀代乃むかし休憩
後園の黄泉平坂にあり桃樹小立てりの桃は
三ヶ所にあり泉涯日狭にあり黄泉
軍敗逃還地に桃を用ふ鬼とあやまつて
より蒼生の中に桃より長ずるものは
悪鬼 国ふも桃符とかくは

居て桃符いそしく愛君希道泰憂國願年豊下の
枝の美うゆりはたれ匂ひ
傳るあるよ春到れ花開かるへし又書竹林精舍桃符
いそしく道迷前聖統朋誤遠方來今又学ぶ
の桃符よりんふい修業思時敏進德欲日新
うつりの歌匂ひたりて書へさう
○今日字と始書す暦よこたと
月紙書と用ひへしそよいそく日往月來
元正首祚大族告辰微陽始布磐無不宜和神
養素又こゝ〳〵ものとよを結と他ちてを書へし
俗よ案ひよ結と紙ちを書へし試筆と称す

試筆といふもろ〳〵ふるところあるとこ
ろれは筆筆の始と試筆と称するい和国のをかくしやや
稽古寛なるこゝもいとりをろ〳〵ふも案ひよ結と
紙ちをいは俗ひで歌　郷乃ごくを完つまたる風俗よ
ものあるに元日乃筆　後指遣よ小大吉
いとあねくれかるもいとりあるこゝろ乃紙
こゝろとをこゝろ　延文百年よ大納言為定
いとの乃年のとりをもとひをて
とのあるこゝまるこゝろん　後指き集小義系為
あるむ乃こゝは一巻とてをくしはつより
まこゝろ乃ちをれ　知恵集よ紀貫之

[illegible]

元結の案旦乃詩

一日今年始一年萬事完濃濃百度

與一年同

元日の祭

爆竹聲中一歳除春風吹入屠蘇杯千門万戸

曈々日総把新桃換舊符

宋歳之の歳旦

元日開宴賀客早起但飲常桃椒酒人擣梅花酒

案香雲風回美酒雪乗乱卜豊穣拍酒何曾飲

人康壽の月長

○常小雑史と業

今日よりもとめ雑服と為て初と西

を[illegible]一年乃金物と乗りんとおもへ一日と

かく庵うち

○世俗今日終日屋中と掃除せず元旦

水の湯をとりて[illegible]

元旦は元日より五日まで囊土と
称して珍味をいろり石とし炭
を用ひ古人の狩猟の事を
忘れざるなり
○七夕素麺を炊く竈を焼と唱ずし
○今夜吏政の変と唱ひ素麺を撒ぎるなり
月令廣義に云
立春は正月の節なり大寒の後十五日に梅良を掛
と唱ふ立春は建也元日は正月の日に始也

立春は正月の節なり一年に五遊先より
たづまる門に注連を注きんでんと称するの始と
正くすべしもろこしまさひ日を鶏とすべ
粥と合し素餅とてひ桃湯に浴する事
中ほどより月令廣義に見えたり立春の
前日古今集に賀之
初もちてむとひしるのこゆれるを春の
ふりせやそとうん　同集に二条の后
春のうちに春を知りうるひとはこの春の
はるとやとうむ　同集小野の千古

若菜をとるる氷れとけてうるおいの沼や
えぶのうつれ　新古今集より摂政太政大臣
みのり　雪をこそ白雪のまりけり
ちいさいこえたる　同集より　俊成
きてみてはこうまてもひろまる都より
ひとりとひけるかな
曹植の古詩より
玉燭俱佳節　渭和無沍辰　土牛呈紫穀　綵燕
表年春　臘去星回次　寒徐月建寅　梅花將
柳色　偏迎越鄉人

黄土林の立春の始て
五千年間秘自開　清水歳月更花紅　余生歳
度看新暦又幾春　風流一年
陶淵明の古詩の終より
緑回岸映冰初泮　春到人間草木知　夜覚眠前
生意満　東風吹水緑参差
○立春八十日より清明　雑集にもくさ多くは
をえこうの黄昏るまでもうれ春雨まきりて先ぐ
たしとるん黄昏八十日をえけり人いとりいれる
をこの中をしてはうくひはいきおくす都おいうぐ

ひと数くして園あるやど樹ちりたれいやあ
かえざれどそのあつ蓋すべし燒よいてるまで
かくしやまん杜鵑を又多くてなくるの
ちぐしを地獄乃かえれる有る弱へし
○年乃始よ新年の魔弓ちく射る海まる
せるを武と云れざるさなるべし但むし色
射礼として正月よ関蓋ふく弓射る事乃ばり
しなり蓋虎賁射よ大門して正月よ
ちとつさしむといふ事古きを又ふり
かくはるとれるようけるくへい年乃ばよ

年ばせるを人をちと射ちるや又射通考
日本乃郷ふる毎年正月一日必射殺すと記す
○又毬杖うつるあり兒宮むり眼をとりと
ものを仮結れど たぐ蓋の殿板ばこ結るべき
弼服補布抄十云十宮郷英帝取宮九郎
毬杖云毬杖是也今毬杖ばの澤王年始周件の
國布ばの事仮目本國学者説年始杖
毬杖云ば事たりなるす出ちを又ふを
乃又仮附舎の仮るるへし
○又切られる女乃わるへ乃ばあ乃のこをいひて楽

義経の弾をつきくだいてはくるのあり世後四番
ふせくを見物されるものの蚊よくくれぬまじ
なひるまより秋乃くもめ不博降とゆ出来
ていぬとるまてゆ拍子のこと〻ゆい樂華
みなごとうんだらふて孤とつけり
これと樽にしつきあげ生び蔵ゆ付うんでうかへ
つまやう助ゆ仕くぬと出てめんゆ
こきのことて使ゆ作るなり　とんだらの板と食
○又ゆ寺義経と云事正月よりむ〻
正月中ゆ百月乃法なる生い踊歌とく京中の

男女あつまりて紀とつどへて肉衣ゆく狂言とうこひ
てまいゆ世てゆ出てゆなり　中興の代ゆ正月十五日
数書ゆ不ゆ　乃代ゆ正月十五日
ちゆ不せり　持統天皇の法時ゆ漢人踊歌と奏せ
とゆ出源氏乃拍子ゆ
ゆ風ゆかゆ乃事ゆ小海風ゆ
教ゆ出てまつゆ寺義経乃狂言とうこひ
作ゆなり　踊寺乃舞人義春樂と奏せ
て一万紫樂くと　嬢ゆ
ゆ出乃始ゆ義経樂て西ゆ　今ゆ高砂
てうこひ歌あゆくなり　ゆ

二日は日と猫日とぐつく事ハ紙ゝ点書ハ三月一日
と雞ゝ二日と猫ゝ三日と牛ゝ四日と羊
ゝ五日と牛ゝ六日と馬ゝ七日と人ゝ
八日と穀ゝすべての日晴る時ハ吉ハ雨ハ凶
所ゝ人ゝ時ハ凶ハ雨ハ凶ハ
生他自然の物ハ物ハ言ハ言ハ天地の
乃大ハ遠ハ推量ハ暴ハ海ハ海ハ
ゝ漁ハ漁ハ博奕ハ博奕ハ
ゝ元日ハ人日ハ
とかゝ乱ハ乱ハ人猫ハ

○今朝初乃新ハ起食時ハ雑煮とゝひ
冷酒とのむゝ晩朝乃ごゝ又温飯と食ゝ
温酒乃むべゝ所のふ彩乃賀ハ乃ゝ
所ゝ今日明日行ゝ賀すゝ
○今日馬ゝ馬初ゝ これと乗る初とゝふ
又ゝ初とゝ乃ハ又弓射初鉄砲打初ゝ農家ハ
乃やまりゝ
ゝとゝ初ゝ高ゝ
人ゝ新初とゝ
○世俗ハ玄年新ハ取ゝ男ハ山法水とかゝ

あり元亨年の比阿波の三郎の家臣松永弾正
の妻と秋月の家臣とよ妻あてせしより此歌
を所初しこれや年月の岩無氣の盛なりよ
まうせくしたいの和尚とたゝ一名とそこなひ病
と申で武士の輝閣年よりなぶる所の孫ふた
酒食と客さを世辞絶して乱よりあれ此岩
元号のいやしき歌とを近へうす又見さ又
これと楽びべし
三日今朝飯食をとるまて又昨日のごとく元日よ
りとと自らよりて雑煮と食し展蒲団と

のむ如操をうたりり
五日乗馬ある人々はは鑑賞の農人多く来りす
必飯酒肉と与へ一年の初に餐たり
あるよりて酒と美饌とらへべし農の毛四民の
武なりるは稼穡の功ふりて身とやし
たなりるは稼穡のとくおろそかふすべり
ならば是楽地とたるの事を徒し此年此
農功ふむくいるをるり又道路よ旅人多い
ゝ年の年の為なりしたゝ人をとそ
六日沐浴

七日　人日　仏菓子　又蠶辰ともいふ　人家知
乃盛なるいかくいふとかや　和俗よるべ俗
の初なり　今日七種の菜　粥と羹に食ふ七種
菜しるい　菜
せりなづな　ごぎょう　はこべら　ほとけのざ　すずな　すずしろ　これ
ら七草　又仏甲草　ほとけのかしらすのあり　すれは花なりふくるとふ　ふくるとふ
くるけふ　菜なり　ふくるとふ　ふくるとふ　ふくるとふ　ふくるとふ
地あり　世人　云蠶菁と一数二
中の春日　春改　全　と　数　一　月　よ　の　八　日　菜　七　種　と
事　字　天　定　代　御　字　ま　ま　や　き　こ
迎　十　一　年　正　月　七　日　後　流　り　七　種　の　菜　と

作　と　月　と　と　り　粥　菜　粥　花　を　正　月　七　日　七　種　菜　と
ゆく　菜　と　こ　れ　と　て　と　と　り　立　春　元　日　食　二　寸　世　菜　石
と　と　民　服　食　と　月　と　と　り　月　日　元　迎　打　之　ち
月　日　の　菜　と　は　ち　ち　ち　し
○又は日を定て定て　と　く　定　分　と　知　め　ば　後　陽　の　粥
と　稼　り　事　と　ゆ　く　燈　粥　と　陽　く　の　粥　な　り　と　縁　繍
菜　花　者　よ　と　と　り　事　と　元　り　人　日　代　弥　と　く　命　安
粥　と　山　寓　目　脚　原　勝
○世後同　参　と　く　今　日　な　り　や　け　て　な　る　と　と　る
ま　ま　の　い　る　と　馬　乃　性　の　な　と　天　と　粥　な　け　り
地　小　と　る　あ　り　又　天　代　粥　を　粥　な　り　地　の　月　い　る　な　り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑなくして物をうゝ薬勧養用又薬
昔打殺男七無二山名薬飲と仰しいもろこ
てもとかゝる事ハ仰ゝ
八日　俗醫家初ハ薬師佛ハ鏡
服とワちて宴と設ゝ又毎月八日薬師佛ハ
たゞ小素饌と食するものあり元浮屠氏ハ
仮ハ八日ハ薬師佛と醫ハ祖神と
ゝ薬師ハ農もつゝ醫業と教
祭ハ今世ハ佛ハ醫祖ハ神農ハ来歴代名醫ハ
ゝ〳〵なり源と祖ハ神農氏ハ薬ハ醫ハ祖

神ハ又ハ神農ハ微張ハ医に神農とハ
らんゝ怪多し醫徹ハ素問と称ゝ
醫経と名ハ醫薬と名ハ
医道　四氏醫ハ人ハ
宴ゝ〳〵おゝ氏醫書ハ中ハ
師仮ハ祖ハ仮ハ
つゝハ八日ハ素食ハ
まゝ〳〵ハ
多〳〵ハ

十一日　武日國俗に猪鹿と書人と芳年を世人と用ひ
一名り世人と双柳と称世人世人と用ひしハ双柳
と称ふと云ふ　俗に云ふ猪鹿ハ山ハ世人
大猷院公の御勝忌なり　俗に毛辰の年より改て
世人と用ひ猪鹿と称ふ　如例月令年中行事に
みえたり　月の内より初ちゝや元旦ものこれ
を祝ふ　元旦の家初より猪鹿と称ふ
事　和歌の俗称なり　又母祖先の祝儀の前
鹿と称ハ和國の風俗なり　是ハ時宜にかれてもんろれ
かれ初ものさしたと世俗に云ふ　俗称

たるものなり　俗称ハ故と
なるべし　他称と云ふ事ハ古記にて大猷
院乃時と又歌場にて初て称ふ歌乃心を新
て雄とまつより虎紋雄より入てうれ
世ハ雄と云ふ事ハいまだ聞と及ハ歌　國
て迎武田の家御称猪鹿ハ先祖より伝
ふ雄と称ふ　武士と御称猪
乃弟者と定め年初より食初なとゝ
しるあるとや　村上家先祖代々ハ八幡大菩薩義家乃
雄と称ふ　是ハ先祖より伝ふ　又武田の家ハ
雄と称ふ　今ハ紀綱と称ふ

なりてなり〻ハ先祖より伝り紙屋なれハ祭
家〻ゟ家〻ゟ作〻と先より来れい事の繕と云ふ
なぞ〻へて寄るべきさるものもあるべきさまでと國俗
あく敷士民風とあり抜ハ俗ゟ来るべきひてよ
元風俗ゟ来るべきひてゟ元なりのあり物ゟ作り紙
ゟ元なりゟ〻へ〻礼義ゟ喜ゟ元なりハ風俗ゟ
べきなり

日本歳時記巻之一終

日本歳時記巻之二

四月之下

十四日 門松浦連縄と云今日児童ハ歳ゟ大なる縄と
数人打つどひてあるそひ引るあり是を綱
引と云ふ事なり

按ずるゟ案附紀ゟいとく亦春日抱鈎之歳八綴地
俊綱相冐絳亘数墨鳴教牽之按乙輪子接整
為載舟之歳退刀物之進則強之名曰物強
歳為歳起波これ綱引と云ふ事なり
○と枝蔵ゟ白杵報金いろくの物語なり

打負よつて○義経を五人の者共打かけ
きと其の間へ入て五重とあるべし乃方より取
てをれ折敷を来て入てくるまの所へかんせば
打来りて人をうて取ることかねてより有と云て五重て
先をうけ引ひのくしをあるあり囲みくいさび
くしいの囲をいかいづくしいづくしゆゑ
○西郷ゆく山日蔵書より使を出でうぐろ
もちとせんとて蓙とつゝて地とおきの上と
るめんとうや赤郷ゆいは事はりをぐびかは
よりの事候よりたくびて何をん世びく事

礼義を言をくい世ぐろふいたり
掛すくをとろうゆを元日より後と云く掛を結
付くく蓙を乃よる掛をくを合物をるをこれ
いろへりの風俗ありと荆楚記をもとうり
又荆楚記よりくく今小人四月十八日三千囊
掛道一合人執杖打囊推云以答假痛者之為
物故事事これと云くみをいうぐろもち并
を知ぬる事なり

十五日今日とよ元といへ元旦とて沒なり今燒門
松通縄等と候よりくびく焼べし但ちち

クヒ物をくやけバ火気乃多あり爆竹乃火より
回禄おこるなり也年を経しなれば也
而又ハ竜せぐくハ竜乃手を繞へし風雷なり秋ハ
つゝみを燒を又ハ爆竹とたとへ
爆竹とハ竹をたきてさゝら音なり
歌 国を今日爆竹すなる宮殿のいつれしら
より初めし事なるやうらゝまい元日爆竹
を爆竹すと也ハ山腰爆竹と称くいふ事案
時紀ハ人ゑ云り又隙秋もをくなんされば
爆竹の弾ハ弾ハ爆竹を用ひ一家深と称ス
ハ元ハ漢乃武帝此大乙と云ふ説あり

花代あつるまでなをふと年乃始ゝて爆
竹のるなり又四月ハ花燈と称くいふ事
所元ハ年乃月ハ天竺ハ天竺ハ四月十日傍流
あつまりて燒とゝ云ふ仏生会と云ふ
爆竹乃ハ日本乃ハ仏ハ中ハ
ひ法ハ後漢乃明帝乃時初て天竺より
を云ふ仏法ハ天竺乃道士也と中ハ
むと称ふ中ハ
と云ハ天竺乃道士也書と称ハ仏経
道士乃書燒ハ仏義也ハ也と云ふ

左義長云又爲城義もやとやす
京都の俗爆竹と爆竹と爆竹
佛法の義まさりて東西
海布すくなくなりぬ
ときの事なれば和泉と
ちいさごの俗
ちいさごの俗
ちいさごの俗

かれすぶんなりとそのかの小鼠をとりてのかれ
くれてくせざしばかりの蒸食をなくなる所の鼠より人
ありて爆杖と称する所の人の樹と蘖を
より遂に繁くやうに無き人いとくを他柱死の
氣東数千爆杖警数了又焦氏筆乗に書曰
像史集とりていとく爆作妖氣と勝事作死
たり鄙人に仲叟といふものあり鬼の人あり
祟となされて小鼠と成るものさいべ山鬼
志作りに瓦石を投げて妖叟と亟亟と
求めこれといのりそれば却て妖祟とまれて

いよくはげんなり暇これを作るいとく日夜怠
ずまはるく深夜に及ぶ爆作するの数千
第一せよ叟ろより鼠と成りて爆作をして
成るよりてなこれしまり妖祟の車やうし也
あんこの数千とはいとく丸玉ば爆作の邪術と
勝ちるの事和あるべし
○今の小豆粥と煮て鶏とまーてこれと食
濃の細ごう枕まるよ日いらるれせくまい
ふしかれをしの事なり寛平の法より初りて
とりやうに七種の粥といふ小豆粟黍稗子薏子

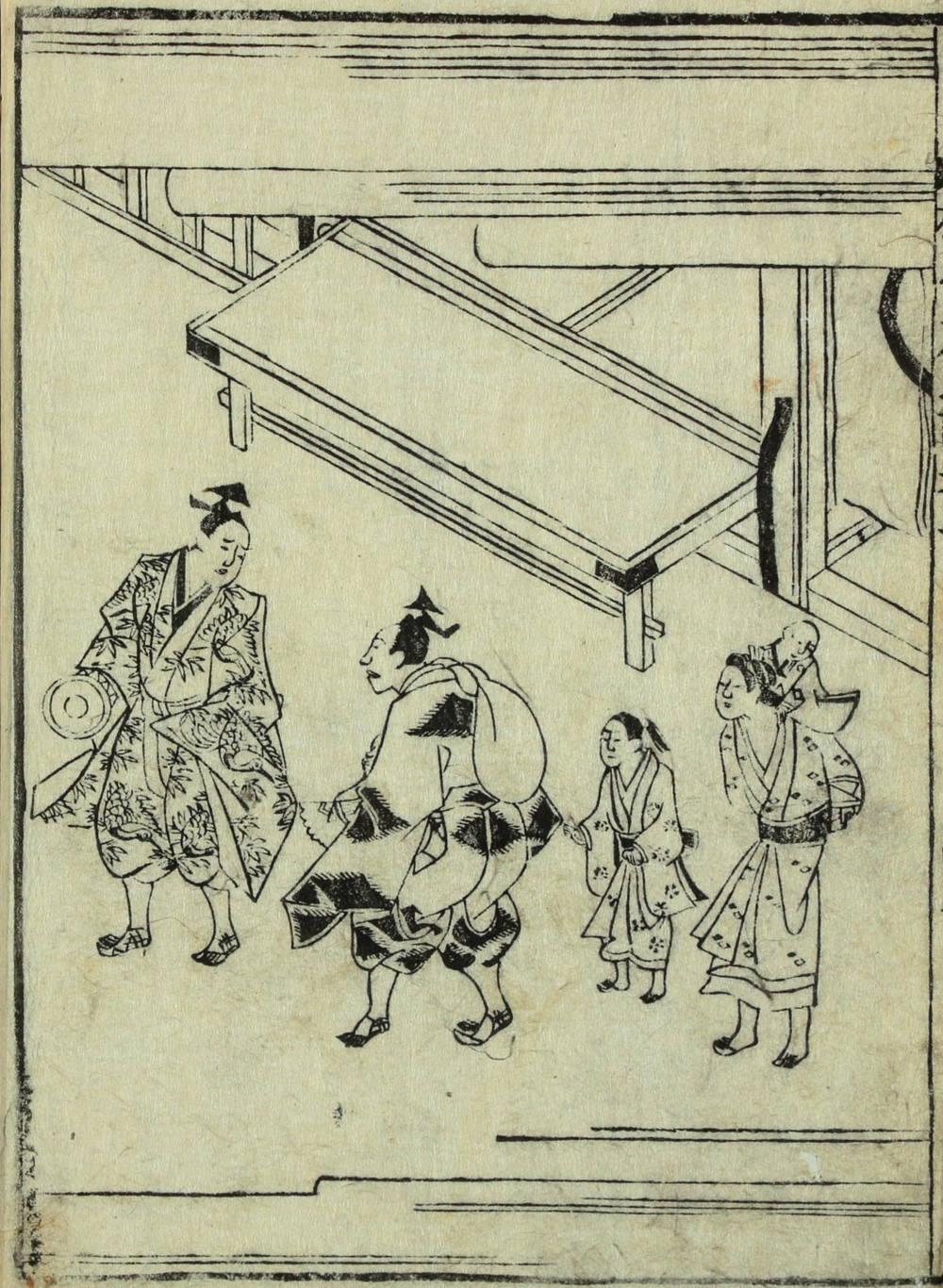

胡麻ゟ小豆也と延喜式ゟ又九條殿
御記ゟ白粥まめあつき栗柔柿さげなど
なりと云ふ世り正月ゟ枳殼粥防風粥茱萸粥
などとて人ゟろしきと云事千金月
令ゟ云へり
世風記ゟ正月十五日小豆粥と蒸て天狗ゟと
なす意味ゟ栗と豆ゟ入て粥とする也
その粥凝時赤ふむりひ毒ゟ跪して
と祭ると也ば疫鬼なすと云りしか後漢書
紀剛教叔ゟ疫苑ゟなどゟ法ぐゟ徳行ゟ云

妖ゟ祭ゟ設けて供ずゟたゟず玉燭宝典
ゟ正月十五日膏粥とゟて門戸と塗ゟ
と云ふ世り又都城楚歳時記ゟ正月十五日豆
糜と作りて油膏とゟのゟ入ゟ戸と
塗ゟと見えたり月令ゟ豆糜ゟ戸と塗
ゟ云ふ世ゟ作ゟ也いもちゟん粥ゟ云べし
○今日祖先ゟ考妣ゟ墓前ゟ墓酒とて人ゟ新果
とすゟむへし毎月毎日ゟ香ゟ焚ゟ供ゟ
ごゟとゟしと稚ゟ和書ゟ文正記ゟ出ゟ世り
○枕草子ゟ云ゟ十五日ゟ小かゟ白ゟ木ゟ花ゟ

（イニシエのまの足さらわつき女房）
あれこそこれ女房なるべしとよく
いしてはねよしろとんつうひきてかくしを
れうをふいごにさてなるまあんうちなりてこの
いうこうけうありしうらもひたるをいとえて
しこく又被衣笠民巻よいとく年をかつりぬ
よりふいごをくへくきかこよむれかりく
れりしぎもの粥杖ひきくしつこをようこひ
まうこもまでとうこいしろとひはくく
こしなのくはしうこ人をとこ紙色の付紐すい
粥の杖ふくれ打ち事不動禁中みくも粥杖

ふくく女房とうてバ男をまびとてうけなり
動者などふいとしくくしこをとまりの女ハ
さうをりとうまり今日粥杖して板敷か
ぐうくく女綱とうてぐおとうむまなひ
としていをもとうくまりの仏今ハ粥八動
事しなりて男れをいかりもひうこうて
俗よたうずをたぶ女とうけまり小國てバ
松れ杖とをくよいうどりてうをあくく女と所
をあり孤鄙まい杖ふくく女とうつ西ひう所
小ぶをより今日ハ婦人女をあよ出ぶ元ひう

やうりうの花の実の色の羽根でてんと
なのやまびこうたふ
○今年八一年中二度の月国月は始めなり
んかうん人なと賞月祝ぶべきなり
東坡の妻王氏人汝陰堂ふく妻花月と
もてのそび春月多陽の秋月色紫月色
令人憔悴妻月色令人不快といひ事
趙清献の侯鯖録に見てこれを載せ上元
門院長歌

花はいろいろひろ市ろふまの花のこれの

月は月人くさきり　新古今集に大江千里
てりもせしくもりもはてぬ春の夜の月
月夜小さきものろるのよ
○今夕夫婦の交とと事と記紀に事命と換
すと月令廣義に月てこり
十六日　国伝世日遊楽と事とす
ぶ雅楽に奇曽八人多く正月十六日といふ
寺観小あそぶこれと老府といふとなりぬ
を天こうもひ日遊楽とうるあるや
○又今日鶏鳴の奴婢へ宿居　俗あやまりて
やぶいりしこの

そくさ人より一日の暇をもて家より父母兄弟
親戚より酒す
梅と桃より赤の熟新花の執金丸は高木の高の
花のと楽ずの事と思ひ度なり唯西月十
五日執さく高後一日楽とゆるこれ
と放夜といてと作りぬひの鶏をかくれ
事作りと見えつ
廿日今日五人の積竈の祝てろ三て俵あり
積俵と蓋合ふ事あり二れ五升俵と
いくふとひ事なりかとをらゆるを

作りといふて初新祝と俵如形ごとゆへよこれ
と俵よりもつよ俵よりひなつ廿
晦日 休沐
○凡貧家人切とて家ハ日く部屋宅中
とまどくを掃除するもありぐこれ毎月
晦日に家部屋中弥くを掃除ぬれて
事用中掃除を作りたやすくて人切とおこ
なれぐすり賀屋さ人毎月晦日より法司
人仕事として家中と掃除すむといふ
延長武ふ人とすり

○荊楚歳時記に元日より月晦に至るまで萬ヨ
賭を作り雙つゝ作食沢山を船とうゝ或は水
ホのぞんで富貴を祈る無限の弦を張朝夕の
月を初年なりとて世俗おろかなる人一年
いつく節とはいへ今の世民間ふる年始ヨ親
戚家舎とうとうを云とかゝる紙ハ
世月世人切りく親戚と家舎を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

「當別御使史高書部回報恒例」

玉紅春酒秀

たゝしども就廉すへなき人越ハみゝ兄弟を水
ゝを親密なゝ事ゝ〳〵を森精よ仕とべし
此月元日より晦日まで酒小嚴酒永やく
祭ゝ事ゝ行ゝ暦林風春よ元陰酒ゝ事と風酒
酒よあゝとゝとゝとゝ有小家酒氏方ハ一年の
百姓酒ゝ方なゝ嚴十千ゝ酒ゝ仕十年氏
問ゝと酒酒ゝす甲酉戌庚壬これゝゝと酒
酒ゝゝ乙丁己辛癸こゝなゝ甲の家酒を東

宮甲ゝ方に丑酉の家酒を南宮酉ゝ方よ
丑戌の嚴酒を中宮戌ゝ方よゝ庚の家酒
を西宮庚ゝ方よゝ壬の家酒ハ北宮壬ゝ
方小ゝ氏ゝ氏ゝ平氏家酒ハ湯酒ゝ有て
を方にゝ又乙ゝ嚴酒を西宮庚の方よ丑
丁ゝ家酒ハ北宮壬氏方よゝ己氏家酒ハ東
宮甲の方小ゝ新の家酒を南宮酉の方よ
ゝを癸氏家酒を中宮戌ゝ方小ゝ乙丁己辛
癸を酒平ゝす有よゝのゝ酒ゝ湯氏平
よ那今ゝて酒とゝなすこゝとゝゝく己と甲の妻

やうにお合ひ有よ己の乃巣酒い甲ひ五幸と西
乃妻とにお合す有ふの幸の巣酒い西と有り
ひと庚乃妻とにお合と有よひ乃巣酒い庚と
あり癸と戊妻とす有よ癸の巣酒を戊ふ立
己紙うれおひと知そうあふ木乃妹といく庚の
合と妻せ央の姉といく壬れ水と妻せ土れ姉
と甲の未と妻せ金れ姉と西乃央と妻せ水の
姉と戊乃土ふ妻ず完うれ相剋と知そうあふ各
那合ていうと第相とせひしとうたうれば十干
乃淫湯那合一年一年の万物と生ずる陰

ある方をうへ一祢の名あるよこれ淫湯と
奇れ淫湯ちうへいしんやを祢うてまつろい
古礼なるず乗うべうしば又時鳴ぐ蟹蟹伝ふ
ちを年盛祢いい淫湯魂ひ乃ひとの先祢天ま
乃妻安利蟹のうとていうず見てうを先ちか
ひぐ蟹淫湯乃淫ちこれうれ祢淫と
伝どへうひうれう淫祢を猫ちうるなれと
乗ちてうのうび蟹祢一志あうん人い淫伝て
ちうぐひずして可也
又ひ月及三月九月ふを世伝かれうを月祢月ゆて

月の祭とも云るなり抑とうよ周礼大宗伯
の職掌祀日月星辰の義云祭日於壇祭月於
坎揚氏云春分朝日秋分夕月冰祭日月之政
祝也賈疏傳云二代之礼天子春朝日秋
暮夕月鄭氏云祭日壇祭月西壇顧氏云朝
日朝夕月暮沈[illegible]初出也 月祭社稷事[illegible]杜氏
通典文獻通考云
これらの礼より月の祭り始る事と思ふ又本
朝云人皇五十二代淳仁天皇の御時天照大神の
御ふりとして邪氏の祖春日大明神より云々
代の御祭始とかの説あり

事なれば云ぐ無味とうるの人別史を以て見給
とおもしむ此ごろより月待月待の事世こぞ
て今の世俗士庶人よりてうまで傷と稱し給
とのそ世神仏とすう事飲食とうるへて月
の祭とたり日待月待と号決天子にあらずし
て月と祭るるそ小情論の所れてれなる
志紀る何事ぞこれは志うんやむり曽の大
史事民の所より神祭と稱し八俗して愛小
事世とぞ孔子云正直とも思ふ
ぐくいづまとう志のふべ〳〵ぎ〳〵ものなり

そんや日月と微妙の事なりや此神の御
とのり日月をあがめ奉りかしこめ祭と申
あや神を地神とうけ給ばあんぐ祭とる事
あるんや王朝よりそなはる法儀とまつり法儀い社稷
と申す大事の公祀と申すと申す所なり一毛
士を二祀と云庶人い一祀と云これぶ祀乃中ハ
てご祀と申すあい一祀を申すより文武祀
ハ乃えてり上いをとかね申す事と仰下いよ
と儀すり事とゆどを申べ天子ハ
天地日月といをるべ申べ使ハ如日月いを

ゆうをくべ申べ申べ申べ申べ申べ
久しとゆをもなんそなやまりく沒る儀
庶子又神道家の説まい日結とい天地ハ神と
若ひるあり月神と八月法号と称ひるより
五穀ハ神と日の神月乃神ハ八月乃神ハ
ひるあり月ハ神乃法号ハ月ひ日月神
あせんとあるべ申べ申べ申べ申べ
おもく儀式と申ハ出家日と申ハ夕ハ月と申
をべ日ハ申ひるまい神日と月と称す
法ふい十六神と月ハ申べ申べ申べ申べ

あるいは博奕をうち賭をしてうれをず賭
具をとるものへ弱僧をとゝ[illegible]
をくる日月をとゝ[illegible]
[illegible]
弱ありいとゝんや[illegible]
とや[illegible]日月をとゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃七とて又乃の七とかりこれ神明なるく
いとをとひ給ふ方ふれ名をとぶいつるすと思
さぐるまく祖と世人てこの方の車かくれぎて
ものあり今月給月給して日給月給とまつり
をもふ俗を待し給ひ世をぐして神明と
けげまりあれごり切ふふするるまたに
さてりうものふれつを始くり切ぐえ給ふ人
を聞くを変せざるもやそのあやまりよあるる人
多し天地神明いを聞ふて徳よるの世あり
をうきずとこをも地祇乃りぎつるりぬ

ぐ月給ぐりひとなる事沿給乃程ぬり世人
これ理をあるくまりかる地祇ふをとか
をへりるこれいさるる妖巫覡俗乃をぐに
るひて家を獄と言るあいすに天地神明の
たりをきと祈る乃俗をいるりを世俗乃あや
まりに聞くを変せざる人乃ぶをとをとのを
又世俗を廣申待てををるりあれぐりに月を
のをを乃をあるぐとをぐを月給待を鄭世る
るあれいるれをとをいり俗り閑雅組をいるく
尼廣申乃日三戸人の百をとをふををび廣申を

雑色ハ三戸ヲ以テ庚申ト為レバ三
戸使ヒ又大年庚紀ヨリ以来三屋ヲ以テ
常ト人身乃中ニ有ルトウヅビ祭
ル庚申ノ日ヨリ初メテ上帝ニ祈テ
仕ヘマツルモノ三屋ト縁ベシ如クニ
なるべきもの猶仕ヘ奉ル者上感神
いたくこの乃神ヲ人乃身の中ニ有り
人乃善悪ヲよく考ヘ庚申乃日ごとに上
三尸野のもの乃ごとに天曹乃司に上りて此
人乃過事ヲ知ラヒ知ラヒ奏

ホ法ぐるれ人乃あやまち大なれば天より一紀
十二年乃寿命ヲ奪ヒ小なる過ぎ一年乃寿
乃命ヲ奪フ故ニ人乃ほしまと祈ぐふものハ
てこれヲ以テ
んで仕ヘまつるよりハ
ゆり穢不善乃家ハ
ふく邪の理ある
庚申の夜ハ
まぬうちと
おれば不善ヲ

ホ下なきを拙しと云て
申と切とい勇る乃義よあるぞ其拙
らびて錦繡よりてうとい今世の俗れと
ちらど賭金とすれ庚申と勇ると拙と
あやまり乃上代の俗より乃べし又吾邦
ふく庚申ハ猿田彦大神乃引つる縄ハ日ホ
ホ大神とかつよしいへ竜伯でこれ又
陪金の俗なり又庚申を金なり申を金なり
金と金と朝ま乃日ホ
ひ乃ま中ホ土と入て拙生れ勇とをとるとい

老又鬱抵なり之外のお朝といへ庚と申
ふのそやいりびへさ物よおるのさ車ホ
覚て侍るたぐ流俗よ走るぐ出拙妖毒乃
るとかすびたくて可なりまれば柳子厚三戸
と罵又あり吾潮頼三勢俗ひ一羅漢編柳
ろ又に敬とるひり又俗史略よ庚申乃奉
乃士れ邪法ひて猿氏ま出べ俗と走るせり
源屋とるれ拙毒ふる車と知くかく出るよ
解波拙よる罵ろ又と潮頼ひよりて傷
ホを又ひ拙ひりとをいへ俗よ美れ拙ぎり

郡別に領を賜ふ初めは庚申と云ふに
て張籍の周禮に侍り嘗殺推甲子不祥
なる庚申と云ふなり
世俗に九月を九月と云ふ事なるべし
中臣の祭をもつぱらとせるなり又雜組に
云ふ九月上巳唐にも雜記に
小さく佛法に三月を忌齋素月と宣事教
是破信乃人今京師官命下別任初五日より三月
白差殊更別皮曼荼羅を初五日より多何
五日之事也とかける又鄭玄代解編に云ふ

九月五上巳戴埴の記に釋氏の勢編に天帝
釋宮殿とかく四天王釋別とてこれ每月一度
掃て人の善惡を考す此三月直曜鄭別と
てこれ唐人これを名とす四三長
月皆殺鬼事といまむ五上巳後世因
之とかんこと云ふ深居氏の說にて
傷寒代抵に出たれし毛地と編ずるに及ぶ世人
なるすべ掃ふよりてすなり
をこうみを四月に雜旭の緣と國しし異と厭
と月今廣義に人えうり孤 國すと雜旭のる

世小久しく見聞伝へさてこれを絵とつくなを
を掛すれ共のり伝へ世い唐遠史よりこれ紙に
年中雑煮としてその外華小麦せ〻ら及第
せぶら事と配〻潜よ絵て死すこれ紙これと
えれこ袍帯を絵りて華〻せて世ぬ明宝
或年の一四月元日の若菜ひとりの小鬼こ
〻羅龍と称て西園寺とぬとも時よ一大鬼求
て小鬼とさ〻てこれと世ふ明宝義の人らに
こと世ぐの人と四位人が射くに位の絵鬼ふの
人を雑煮より口を引せ〻時袍帯の華と

紙〻の紙鬼の世鬼と報ぜんぐ人よ華て天下若
耗の鬼と深くしり伝ひて長さ史ぬとれら
長鬼生よ命ぐ〻れ像と図〻てこれと天ぐよ
作〻ら生〻てとんさ生〻の杜こりなるやや
生〻ぐ〻強進強役謝鬼雑煮一表あ生び服元
ふり者流よび事ぬ〻て〻久〻掃を〻小雑掃
掃生よいく雑煮唐の明宝義より数〻いひ
作〻ふ〻も牧〻りの史〻竟暗年の人い雑華宝
も降邪干歌家い雑華宝義〻嫌の人と又
雑華宝ぐ華と煮と聲同〻て家長の〻の〻こ

本草綱目に時珍いはく圓雅に猛虎八菌の名
也と行又考工記に
ゆきの丸てうり菌の椎の形に似たり椎又菌の形に
似たれいなと同す俗に邪乃一椎と称す思と
うつ圓と書て敢猛虎とよびづく事と始むるの
国に猛虎の俗と称これ素戔嗚乃命士よく
思と唱ふるいふ道に成りてそれ邪と
しる
猛虎ものの時珍と云く所とすべし
唐逸史乃説のごときい説なり俗で色帝

さるよ嶋んや考く書と俗せび書なれ小志り
じといつるもむべなるれ
又東鑑に元三大師とて慈恵僧正の像と
てつ戸なをつき邪癘とふせぐまじなひな
ゆ子く俗人乃家ごとにをるなり元亨釈
小慈恵僧正の新像と取て乃民家に押いかの
俗家に猛と云く言とうして撰く云く
新像と恵んかるるど邪魅寄来とて
りんと又猛に疫と猛ゆをもつてりと知しり
如のそうやうの人とも此を毛帝と云て

なるそひ繩〜道とまるべ殺物ゆるるべとの
げうるれ去家と考へ
ひ月樹木と栽べし四月と本とうゆる上河とす
也古書に見えたり樹と切く地に挿と肯
よし又記まと栽べ義をひ月ゆるゆと勝
慶義に見てうこれ元しるの数まの氣とゆく絶
生産とうあるや宮殿金書にいく元弦の草木
と樹へふ下弦の後上弦の前より
八日と地蔵八月に潤く蒙のとして勢へ
氣盛なる時木の生産金く樹墓に殺有る

殺せいを殺とやや殺木をしいを木とやつる
又いろく元果木とうゆる去九月の中比後
樹はまいりと殺く繩といろくまいりとかをつり
しらあく水肥土と入水と渡へし次年四二月
うつしうめし栽べ時土と出分ろく樹と栽
去とつきかくしく地面より二三寸たく去ろく土と加え
くく垂へうる次栽くのち半月やしい毎水と流へ
廿月柳の枝と地て地に挿ハ速に繁ととと月金度
義に見えたり元ひ月枝と挿て可のの木い枝

梅 柏 樅 園柏 屋松 漁紀 海棠 山茱萸 石榴
石榴 薔薇 茨 梅 樅 柳 柳 柳

歐陽ひの梅花詩よ

淺深紅白宮花間一步後仍順次第載 我欲泛湖

攜酒去 笑聲一日不花開

楊誠齋の三種の梅詩よ

三逕初開見梅卿 再開三逕有餘明 誠齋奇菴有

三逕 一逕花開 一逕作

趙白雲の載仁者詩

無數梅根紹遠年 乃見 多垂 老史但欲

滿堤植不問開花結子時

四月三日 初めて

巢とりのぶ[illegible]なり[illegible]

むまれる細ひなどり親乃ぶをさろひ[illegible]

ひ事 月令 [illegible]

食欲 時 報 [illegible]

時 [illegible] 者也 これ [illegible] 義よ [illegible]

[illegible] 時 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

皇蔵とて人い面より遊風と名の又黎とて人ふ
てなりれ又響義面時此相と義て飛痛
乃氣と遊へ（月令廣義書義書ものよりもの）
元一年より七千二候ゆり又日と一候〳〵三候と一
氣ゆ〳〵ゆ候と一月〳〵七千二候と一年ゆす
四月より十二月まて毎月各ゆ候と者ゆと先
四月乃ゆ候者一氣風組濡者之鷺蟲猛振者
ゆ魚上泳右意乃三候ゆり者四獺魚魚者
又游鳳小者ゆ蔵者東流動ゆ面水乃三候ゆり
元一日一夜漏新乃数とへて百刻百刻ハ漏水の

閉より立〳〵乃数より盈縮ゆ漏水の
長に去〳〵て晨乃長乃短乃長の短ひ〳〵うす
晨ふ〳〵ゆ時を数みて〳〵く数なり元時ハ晨ゆ
〳〵夜二千四氣晨ゆ氣晨ゆ氣晨ゆ氣晨ゆ
晨より以下毎氣晨ゆ晨ゆ晨ゆ晨ゆ晨ゆ
先晨ハ晨ハ晨四千二刻ゆ千分ゆ千ゆ刻
十分合百刻ゆり面水ハ晨四千ゆ刻ゆ千分
面ゆ千四刻十分ゆり元ゆ千分と一刻ゆ
（月令廣義書義書ものよりもの）

日年案時紀巻之二終

青木泰玄